

「障害年金の診断書（精神の障害）」を作成される医師の皆さまへ

国民年金・厚生年金保険・船員保険の診断書 「精神の障害用（様式第120号の4）」の様式を変更しました。

知的障害、発達障害の認定基準の見直しに伴い、「精神の障害」の診断書の様式を変更しました。

障害年金の障害等級を審査をする際に重要となる「日常生活状況」の項目などを大きく変更していますので、ご注意ください。

★ 変更後の様式の診断書を作成していただく際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

- ★ 平成23年8月1日以降は、変更後の様式の診断書を配付します。
- ★ 変更前の様式の診断書でも提出できます。

※ ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。